

再発防止策の具体的な行動計画 [平成20年度実施状況及び平成21年度行動計画]

→ : 計画

■ : 実績

○再発防止策の具体的な実施状況及びスケジュールは、以下のとおり。

計画および実施内容		H 20 年度		H 21 年度	
		上期	下期	上期	下期
1. 行動計画の策定及び実施状況の確認、公表	(1) 再発防止策に係る行動計画及び実施状況の定期的な公表（情報公開）		H20年度上期実施状況の公表 12/12	H20年度実施状況及びH21年度行動計画の公表 6/3	
	(2) 「コンプライアンス委員会」による全体計画及び実施状況の検証・確認 ・委員長：社長、社外委員等で構成。社外第三者による検証・確認。 ・幹事（事務局）：経営管理部長（内部監査部門）による社内第三者による検証・確認。		委員会（報告） 12/10 12/24 取締役会	委員会（報告） 5/29 取締役会	
	(3) 「発電設備点検委員会」による発電設備部門の計画及び実施状況の確認		11/12	5/22	
2. コンプライアンス意識向上策（組織風土づくり）	(1) 経営トップのリーダースhipのもと、コンプライアンス意識の徹底とCSRの価値観の共有化	経営トップ層による継続的な啓発（社長メッセージの発信等） 経営幹部会議等での当該事象の報告及び再発防止の周知徹底 「経営トップ層と社員との対話」における社員意識の醸成	■	■	継続実施
	(2) 何でも話し合え、言い出せる職場づくり	職場における対話活動や個人面談等の充実・徹底 管理部門と現業機関とのコミュニケーション推進 原子力部門における情報公開等のさらなる取り組み 部門横断、全社大での連携強化及び情報共有化の推進 グループ企業を含めた情報共有化の推進 「コンプライアンス相談窓口」等の活用による不適切な事象等の隠蔽防止	■	■	
	(3) 個々の従業員の「コンプライアンス意識向上」	法令及び企業倫理の遵守と情報公開の推進 コンプライアンス教育・研修での取り組み強化	■	■	
3. 業務運営面での対策（仕組みづくり）	関係法令に関する教育の充実 関係法令解説、手続き事例等のマニュアル（規定）等へ織込み 法令に係る手続き申請の要否判定の明確化 官庁申請を確認するための、業務処理チェックシステムの構築（業務処理チェックシステムの活用による官庁申請の要否確認） 運用変更時の業務プロセスの明確化 本店主管部門と運転・保安担当箇所とのコミュニケーションの充実及び法令の解釈等のサポート体制の充実	■ 5/9 例規改正情報配信の活用開始	■ 11/12 上期実績集約 (PDCA)	■ 5/22 年度実績集約 (PDCA)	■ 5/22 年度実績集約 (PDCA)
4. 経済産業大臣指示文書等への対応	(1) 「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（指示）」への対応 ・要求事項【原子力分野（8項目）、水力・火力分野（3項目）】への取り組み	■ 行動計画の策定等	■ 1/1 電気事業法施行規則、実用炉規則 ¹ 改正 10/31 保安規定変更申請 12/12 保安規定変更認可 1/9 保安規程変更届出	■ 行動計画の策定等	■
	(2) 「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（評価書）」への対応 【今後の対策：30項目（当社該当は23項目）】	■ 6/5、6/11、6/12 情報共有化委員会 ³ 9/16 意見交換会 ²	■ 10/30、11/6、11/27 情報共有化委員会 ³ 3/3 意見交換会 ²	■	■
5. モニタリング機能	(1) 内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の活用	■	■	■	■
	(2) コンプライアンス意識の定期的チェック及び公表	■ 4/2～4/21 意識調査(九電) 6/25 CSR報告書へ公表	■ 1/26～2/27 意識調査(グループ企業)	■ 4/2～4/21 意識調査(九電) 6/E CSR報告書へ公表	■
	(3) 内部監査による再発防止策の実施状況等の確認	■	■	■	■ (保安規程の遵守状況等を定期的に監査)

1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
2 発電部門事故情報等に関する社内意見交換会
3 電力大での情報共有のための委員会